

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 福島県郡山市日和田町字字類原 60 番地の 1
名 有限会社ハマオ産業
代表取締役 近内 聡
法人にあっては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。



宮城県知事 村 井 嘉 浩

許可の年月日 令和 8 年 4 月 8 日
許可の有効年月日 令和 13 年 4 月 7 日

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

品目	取扱	品目	取扱
燃え殻	○	鉱さい	○
汚泥	○	がれき類	○
廃油	○	家畜ふん尿	×
廃酸	○	家畜の死体	×
廃アルカリ	○	ばいじん	○
廃プラスチック類	○	これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	○
紙くず	○	汚泥	○
木くず	○	産業廃棄物 石綿含有 廃プラスチック類	○
繊維くず	○	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○
動植物性残さ	×	がれき類	○
動物系固形不要物	×	水銀使用製品産業廃棄物	○
ゴムくず	○	水銀含有ばいじん等	○
金属くず	○	自動車等破砕物	○
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○		
備考			

※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成 28 年 4 月 8 日許可
令和 3 年 4 月 8 日更新許可
令和 7 年 9 月 25 日変更許可（「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「ゴムくず」、「鉱さい」、「ばいじん」、「産業廃棄物を処分するために処理したもの」、「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀ばいじん等」及び「自動車等破砕物」の追加）
令和 8 年 4 月 8 日更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無